

東京大学法科大学院年次報告書
【平成 20 年度適格認定】

平成 23 年 6 月

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻

1. 法科大学院の概要

(1) 設置者

国立大学法人 東京大学

(2) 教育上の基本組織

大学・研究科・専攻名称	東京大学法学政治学研究科法曹養成専攻
開設年度	平成16年度
入学定員	240名
標準修業年限	3年
修了要件単位数	98単位以上

(3) 所在地

東京都文京区

(4) 教育の理念・目的、養成する法曹像

教育の理念・目的	国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、優れた法律実務家を養成することを目的とする。
養成する法曹像	<ul style="list-style-type: none"> ・「国民の社会生活上の医師」として、法律問題に表れた市民一人一人の悩みを真摯に受けとめ、その信頼できる相談相手となり、問題の解決を助ける使命感と専門的能力を備えた法曹を養成する。 ・法の体系・理論・運用に関する基礎的・応用的知識を十分に習得するのみならず、それらを複眼的に理解したうえ、法律問題や法の課題を解決するために、自らの思考行動を発展させることのできる法曹を養成する。 ・法の問題をその背景である人間や社会の問題とも関連させて、的確に把握したうえ適切な解決を図ることのできる、広い視野と鋭い分析力をもった法曹を養成し、また、社会経済のグローバル化・情報化によって急速に発展している先端的・国際的法分野においても活躍できる法曹を養成する。

2. 教員組織

(1) 教員数

区分	専任教員					兼任・兼任教員
	専	専・他	実・専	実・み	合計	
教授	29	15	4 (3)	5 (4)	53 (7)	30
准教授・講師・助教	3	2	1 (1)	2 (2)	8 (3)	

(2) 科目別の専任教員数

法律基本科目								基礎法律科目	法律実務	隣接科目	基礎法学	科目展開・先端	演習
憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法	その他						
3	2	5	7	2	3	3	15	12	13	15	27		

3. 学生数の状況

(1) 収容定員及び在籍者数

区分	人 数
収容定員	780
在籍者数	577 (211)
うち、法学未修者	248 (122)
うち、法学既修者	329 (89)

(2) 入学定員及び入学者数

区分	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度
入学定員	240	240	300
入学者数	228 (84)	229 (70)	273 (89)
うち、法学未修者	68 (38)	66 (29)	85 (40)
うち、法学既修者	160 (46)	163 (41)	188 (49)
うち、他学部出身者 または社会人経験者	49 (25)	50 (15)	66 (27)
うち、他大学出身者	127 (54)	108 (35)	129 (54)
入学定員に占める 入学者数の率	0.95	0.95	0.91
入学者数に占める他学部出身者 または社会人経験者の率	0.21	0.21	0.24
入学者数に占める 他大学出身者の率	0.55	0.47	0.47

4. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシー

公平性・開放性・多様性に配慮し、優れた資質及び強い意欲を備えた者を受け入れること。

(2) 入学者選抜方法

第1段階選抜試験及び第2段階選抜試験によって実施している。第1段階選抜試験では、法科大学院適性試験の成績、外国語の能力、学業成績によって選抜する。第2段階選抜試験では、法学未修者においては、総合問題2題及び面接試験、法学既修者においては、法律科目問題3題を課す。

(3) 既修者の認定方法

法律科目試験において、公法系、民事系、刑事系の3系統から各1題を論述式で課し、合格した者を既修者として認定している。

法学既修者については、1年間の在学期間の短縮を認めており、35単位を修得したものと見なしている。この35単位については、1年次の必修科目の35単位に対応している。

5. 教育課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目及び修了に必要な修得単位数

区分		開 設 授 業 科 目 数 ・ 单 位 数				修了に必要な修得単位数
		必修科目	選択必修科目	選択科目	合 計	
法律基本科目	公法系科目	6 (11)	()	()	6 (11)	11 単位
	民事系科目	14 (35)	()	()	14 (35)	35 単位
	刑事系科目	5 (13)	()	()	5 (13)	13 単位
法律実務基礎科目		4 (8)	8 (16)	()	12 (24)	10 単位
基礎法学・隣接科目		2 (4)	1 (4)	18 (36)	21 (44)	4 単位
展開・先端科目		()	10 (32)	27 (58)	37 (90)	12 単位
その他		()	()	27 (54)	27 (54)	単位
合 計		31 (71)	19 (52)	72 (148)	122 (271)	98 単位

(2) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区分	法律基本科目の単位数	法律基本科目以外の単位数	修了要件単位数	修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数の率
単位数	59	35	98	0.357

(3) 履修登録単位数の上限

学 年	1年次	2年次	3年次 (最終年次)	備 考
単位数	39	36	44	法学未修者教育充実のため、法律基本科目「基本科目演習」(民法 S、民法 W、刑法、商法、行政法の5科目、計5単位、1年次必修)を平成22年度に開講した。

6. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

成績評価は、筆記試験及び平常点によって評価する。ただし、受講者の少ない科目では、レポート等の提出によって筆記試験に代えることができる。「A+」「A」「B」「C」「F」の5段階とし、「A+」は総数の概ね5%、「A」は「A+」を含めて概ね30%とする。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価及び修了認定の厳格性を確保するための措置

成績評価の基準にしたがって成績評価を確保するための措置として、筆記試験の採点については、答案に整理番号を付し、担当教員には個人を特定出来ないこととしている。また、科目間や担当教員間での成績分布を全教員に配付しており、共有を図っている。なお、成績評価が「C」または「F」だった学生は成績評価説明願いを提出することにより、担当教員から説明を受けることができる。

修了認定の厳格性を確保するための措置としては、必修科目的総単位数の3分の2（1年次24単位、2年次18単位）を修得しない学生は、次の年次に進級することができないこととする進級要件を設けている。

7. 学費及び奨学金等の学生支援制度**(1) 学費**

区分	金額	備考
入学料	282,200 円	<p>免除 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経済的理由により、入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。 ② 入学前1年以内において、申請者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という）が死亡し、又は申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者。 ③ その他、やむを得ない事情があると認められる場合。 <p>につき、入学料を免除。</p> <p>徴収猶予 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経済的理由により、入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。 ② 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者。 ③ その他、やむを得ない事情があると認められる場合。 <p>につき、入学料の徴収を約半年間猶予。</p>
授業料 (年間)	804,000 円	<p>免除 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。 ② 授業料納付前6ヶ月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除にかかる場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者。 ③ その他、やむを得ない事情があると認められる場合。 <p>につき、授業料の全額又は半額を免除。</p> <p>徴収猶予 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経済的理由により、入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。 ② 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は申請者若

		しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者。 ③ その他、やむを得ない事情があると認められる場合。 につき、授業料の徴収を約半年間猶予。
--	--	---

(2) 奨学金等

名 称	金額／年・月	利子の有無	募集人数	受 給 者 数
日本学生支援機構奨学金 (第一種、第二種)	第一種 88,000 円／月 (貸与) 第二種 50,000 円／月 80,000 円／月 100,000 円／月 130,000 円／月 150,000 円／月 (貸与) ※150,000 円／月 を選択した者について は、希望により 40,000 円／月または 70,000 円／月の 増額が可能。	第一種： 無利子 第二種： 年利3% まで	377 名	第一種：248 名 第二種：129 名 ※第一種と第二種の 併用者：54 名
東京大学法科大学院奨学金	80,000 円／月 (給付)	—	25 名	25 名
財団法人 小原白梅育英基金	50,000 円／月 (給付)	—	1 名	1 名
財団法人 日本法制学会	400,000 円／年 (給付)	—	1 名	1 名

8. 修了者の進路及び活動状況

修了年度	修了者数	司法試験出願者数	備 考
平成 22 年度	268	262	※司法試験出願者は法務省から照会があったもののみ。